

厚木市総合計画と厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係

1 厚木市総合計画について

(1) 総合計画の位置付け

本市の将来都市像とその実現に向けたまちづくりの方向性や施策の体系を示し、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画で、厚木市自治基本条例第16条の規定に基づき策定しています。

(2) 計画の構成と期間

現行の第10次厚木市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成しています。

ア 基本構想

本市が目指す将来都市像や将来の目標人口と、これを実現するための六つのまちづくりのビジョン等を定めています。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間としています。

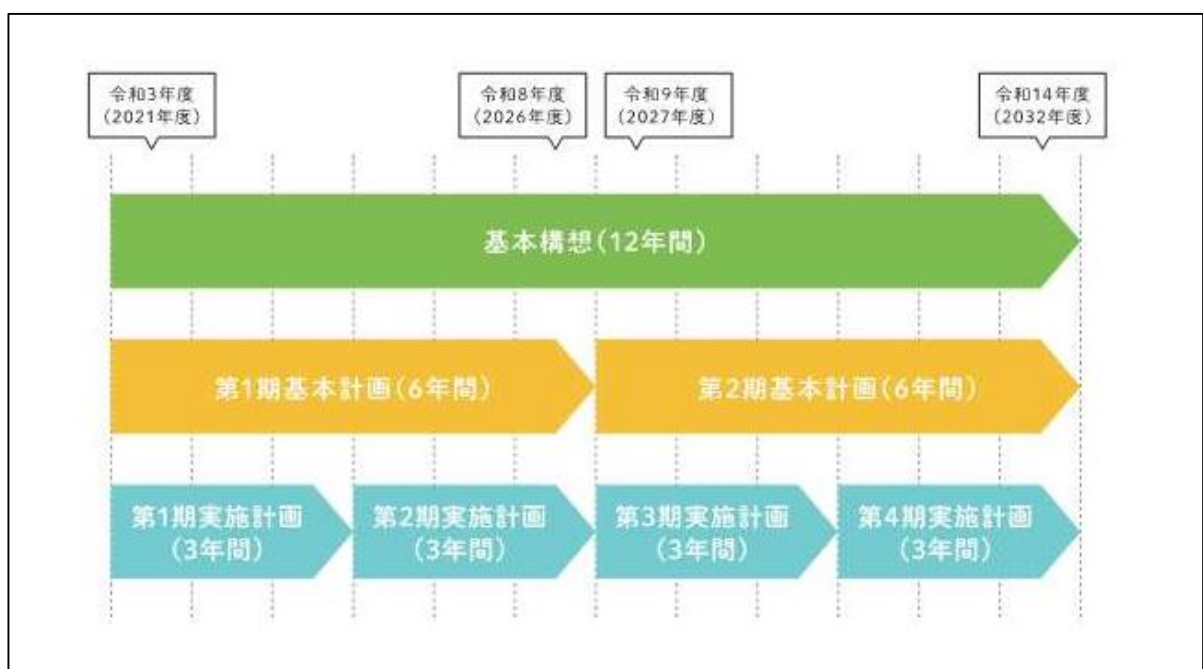
イ 基本計画

基本構想で定めた六つのまちづくりのビジョンに基づき、施策の方針や施策体系を定めています。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間の第1期とし、令和9（2027）年度から令和14（2032）年度までの6年間の第2期としています。

ウ 実施計画

基本計画で定めた施策の方針に基づき、具体的な事業を年度別に定めています。計画期間は、第1期から第4期までの3年ごととしています。

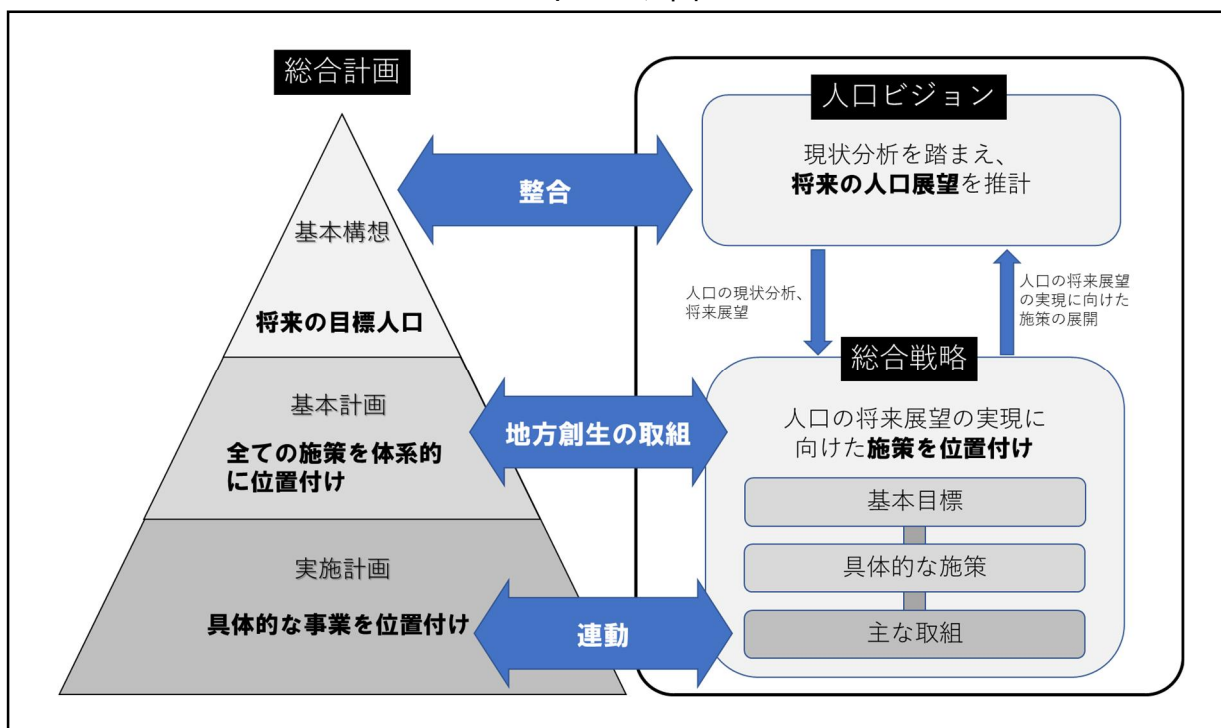


2 総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の関係性

第10次厚木市総合計画では、急激な人口減少によるまちの活力低下を防ぐため、将来の目標人口（令和14（2032）年に220,000人）を設定し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めることとしています。一方、まち・ひと・しごと創生総合戦略については、「まち」「ひと」「しごと」の三つの視点での方向性・施策をまとめたもので、人口の将来展望（令和27（2045）年に212,690人、令和47（2065）年に202,038人）の実現に向けた分野にまたがる取組を位置付けています。

このように、両計画では人口減少という直面する大きな課題に対する施策を位置付け、その克服に向けた取組を進めていることから、中長期的な施策の方向性など共通する考え方を有しています。

イメージ図



3 新たな総合計画の策定について

本市では、第10次厚木市総合計画に基づき、まちづくりを進めていますが、この間、社会・経済環境は大きく変化するとともに、広域的な視点を踏まえたまちづくりやスポーツ・文化芸術・歴史の聖地づくりというまちづくりの新たな局面への対応が求められています。

そこで、今後のまちづくりの方向性を示すとともに、目指すべきまちの姿、これを実現するための政策・施策を位置付ける新たな総合計画の策定を進めています。